

令和2年4月10日（金）
国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

記者発表資料

R2新大宮バイパス横断歩道橋上部工事において「間接工事費実績変更方式」を試行、「見積活用方式」「施工箇所が点在する積算方法」「難工事指定」を採用します。配置予定技術者の専任を要しない期間については、契約締結の翌日から令和2年11月30日（月）までを予定しています。

工事発注において、予定価格超過や入札参加者がいないことなどを理由として、入札のとりやめや不調が予測される工事について不調不落対策を試行しております。

今回発注する「R2新大宮バイパス横断歩道橋上部工事」は、国道17号新大宮バイパスにおける横断歩道橋の上部工事を行うものです。標準的な積算と実勢価格に乖離が生じていることが予想されることから、以下の試行及び採用をします。

① 「間接工事費実績変更方式」

本工事は、運搬費・安全費において、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが予想されるため、その妥当性を確認のうえ実績により共通仮設費（率分）を変更する「間接工事費実績変更方式」を試行します。

② 「見積活用方式」

本工事は、市街地であり上空にある高速道路との離隔を確保しながらの制限が伴う施工、限られた狭隘な作業ヤード内での施工となる工事のため、作業効率が低下することが懸念されます。

このため、入札者から見積の提出を求め、その価格の妥当性を検証のうえ、予定価格に反映する「見積活用方式」を採用します。

見積を求める工種は、標準的な積算と乖離が予想される工種より選定しています。

③ 「施工箇所が点在する積算方法」

本工事は、施工箇所が点在することから、建設機械を運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられることから、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を行う「施工箇所が点在する積算方法」を採用します。

④ 「難工事指定」

本工事は、工事を適切に完成させた場合、その後の発注工事における総合評価項目「難工事施工実績評価対象工事（試行）」を加点対象とする「難工事指定」を採用します。

⑤ 「配置予定技術者の選任を要しない期間」

本工事は、横断歩道橋の上部工製作を要する工事であるため、競争参加確認申請書の配置予定の主任（監理）技術者予定技術者の専任配置は、令和2年12月1日（火）以降のみ求めるものです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所	電話	048-669-1200（代）
副所長（技）	わたなべ ただし 渡邊 正		（内線 205）
交通対策課長	たいら てつじ 平 哲治		（内線 471）

《工事概要》

- (1) 工 事 名：R2新大宮バイパス横断歩道橋上部工事
- (2) 工事場所：埼玉県さいたま市桜区桜田地先 外1箇所
- (3) 工 期：契約締結の翌日から令和3年3月25日まで（予定）
- (4) 入札方式：一般競争入札総合評価落札方式（施工能力評価Ⅱ型）
- (5) 工事種別：鋼橋上部工事
- (6) 工事内容（概要）

（西堀歩道橋 L=41.1m）	（町谷北歩道橋 L=5.848m）
鋼橋上部 1式	鋼橋上部 1式
工場製作工 約71t、工場塗装工 約1,600m ² 、架設工 約75t、仮設工 1式	工場製作工 約23t、工場塗装工 約330m ² 、架設工 約30t、階段桁撤去工 約3t、仮設工 1式

《間接工事費実績変更方式について》

- 実績により変更を行う工種
 - ・ 共通仮設費（率分）のうち、安全費及び運搬費
- 実績により変更を行う理由

施工にあたっては、現道交通及び沿道店舗等の出入りを確保しながらの施工、かつ、歩道利用者の安全を確保しながら施工しなければならず、複数回の規制帯設置が必要となることから、作業効率が低下すること、また、沿道には店舗・住宅等が連坦し、施工箇所周辺に資機材置き場の確保が困難であり、その都度資機材搬入が必要となる。

以上のことから、安全費及び運搬費について、標準的な積算と乖離が想定されます。

以上の点より、間接工事費実績変更方式の対象項目として「安全費」、「運搬費」を対象とします。

《見積活用方式について》

- 見積の提出を求める工種
 - ・ 直接工事費のうち、歩道橋本体工の架設工に係るもの
- 見積の提出を求める理由

本工事は、埼玉県さいたま市桜区桜田及び町谷地先の国道17号新大宮バイパスにおける横断歩道橋の上部工事を行うものです。

施工箇所は、市街地であり沿道全域に店舗や住宅等が連坦し交通量も多い箇所です。

施工にあたっては、上空にある高速道路との離隔を確保しながらの制限が伴う架設、かつ、限られた狭隘な作業ヤード内での架設とならなければならず、作業効率の低下に伴い、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが考えられるため、入札者から見積の提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映する「見積活用方式」を試行します。

《施工箇所が点在する積算について》

本工事は、施工箇所が点在することから、建設機械を運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所が発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられることから、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を行う「施工箇所が点在する積算方法」を採用します。

《難工事指定について》

本工事は、離隔を確保しながらの制限が伴う施工、限られた狭隘な作業ヤード内での施工となり、また、交通量の多い現道上で交通規制を伴う夜間作業での厳しい安全管理が必要であるため、「難工事」指定を実施します。

「難工事」指定された工事は、完成時に70点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事（試行）」の総合評価の評価項目において加点対象となります。

《配置予定技術者の専任を要しない期間》

本工事は、横断歩道橋の上部工製作を要する工事であるため、工場製作期間中に配置する技術者については、専任を要しないものです。この専任を要しない期間は、契約締結の翌日から令和2年11月30日（月）までを予定しています。

※ 工場製作期間中に配置する技術者は、競争参加資格確認申請書の配置予定の主任（監理）技術者と異なる1級土木施工管理技士等の資格を有する者として構いません。

《スケジュール》

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ○入札公告、入札説明書、見積依頼書 交付 | : 令和 2年 4月13日 (月) |
| ○競争参加資格確認申請書・資料、見積書 提出期限 | : 令和 2年 4月28日 (火) |
| ○入札書・工事費内訳書 提出期限 | : 令和 2年 5月28日 (木) |
| ○開札日 | : 令和 2年 6月 2日 (火) |